

石川県公安委員会告示第37号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年4月2日

石川県公安委員会

1 実施期日、受講定員及び実施場所等

(1) 実施する講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

(2) 実施期日

講習の別	実施期日	受講定員
新規取得講習	令和7年5月12日(月)から5月19日(月)まで(土、日曜日を除く。)の6日間	合計30人
追加取得講習	令和7年5月15日(木)から5月19日(月)まで(土、日曜日を除く。)の3日間	

(3) 実施場所

石川県地場産業振興センター（石川県金沢市鞍月二丁目1番地）

2 受講対象者

(1) 新規取得講習

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）

に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分にかかる警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者及び同項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習受講対象者

(1)に該当し且つ2号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けている者

3 講習受講申込手続等

(1) 受講申込書の受付期間

ア 新規取得講習

令和7年4月21日(月)から4月25日(金)まで

受付時間は、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時の間を除く。）とする。

イ 追加取得講習

令和7年4月24日(木)から4月25日(金)まで

受付時間は、午前10時から午後4時まで(正午から午後1時の間を除く。)とする。

ウ 留意事項

いずれの日においても時間厳守し、午前10時より前に来庁することがないようにすること。

(2) 申込の方法及び受付場所

ア 申込の方法

申込は本人が提出書類を直接持参する方式で行い、郵送等による申込は認めない。
やむを得ない事由で、代理人が申請する場合には、委任状を持参すること。

イ 受付場所

石川県警察本部(石川県金沢市鞍月一丁目1番地)

ウ 留意事項

申込は先着順とし、受付期間内であっても定員になり次第受付は終了する。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ3.0センチメートル×横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの1枚を貼付すること。)

イ 添付書類

(ア) 2(1)アに該当する者は、2号警備業務に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 2(1)イに該当する者は、1級の検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 2(1)ウに該当する者は、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2(1)エに該当する者は、旧1級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し、旧2級検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事している者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(オ) 2(2)に該当する者は、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のいずれかの書類と警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し

4 受講手数料

次に掲げる額の手数料を、石川県証紙により納入すること。なお、既納の受講料は還付しない。

講習の別	講習手数料
新規取得講習	38,000円
追加取得講習	14,000円

5 その他

(1) 講習は、一般社団法人石川県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習終了後に修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

(3) 不明な点については、石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務指導係(電話076-225-0110 内線3043・3045)に問い合わせること。